

議案第11号

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事

業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅サービス事業者等の要件)

第3条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、提供するサービスについての評価の結果、法第75条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。

- (1) 訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。
- (2) 訪問入浴介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。
- (3) 訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものでなければならない。
- (4) 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
- (5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。
- (6) 通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の

家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(7) 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

(8) 短期入所生活介護は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(9) 施設の全部が次に掲げる要件に該当する短期入所生活介護（以下「ユニット型短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

ア 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。以下同じ。）が一体となったユニットで構成されていること。

イ ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、利用者に対するサービスが行われること。

(10) 短期入所療養介護は、短期入所療養介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(11) 施設の全部が第9号ア及びイに掲げる要件に該当する短期入所療養介護（以下「ユニット型短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(12) 特定施設入居者生活介護は、法第8条第11項又は第8条の2第11項に規定する計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(13) 福祉用具貸与は、福祉用具貸与計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(14) 特定福祉用具販売は、福祉用具販売計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定居宅サービスの事業者、設備及び運営に関する基準)

第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。ただし、難病等を有する者又はがん末期の者であって常時看護師による観察が必要なものを対象とする通所介護の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 前項に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、提供するサービスについての評価の結果、法第115条の6第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1) 介護予防訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援

を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(2) 介護予防訪問入浴介護は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(3) 介護予防訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(4) 介護予防訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(6) 介護予防通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(7) 介護予防通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(8) 介護予防短期入所生活介護は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(9) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(10) 介護予防短期入所療養介護は、短期入所療養介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは

改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(11) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予防短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(12) 介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が特定施設において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(13) 介護予防福祉用具貸与は、福祉用具貸与計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

(14) 特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具販売計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善

を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第7条 指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 平成11年3月31日以前に建築されたこと。

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホ

ーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホームが併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

(3) 入所定員が50人未満であること。

2 平成12年4月1日前に基本的な設備が完成した施設（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業については、別表の8の表設備の項第4号(1)及び(3)の規定は、適用しない。

3 平成18年4月1日前に建築された特定施設（規則で定めるものに限る。）又は同日において建築中の養護老人ホームにおいて行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業に対する別表の10の表設備の項第3号の規定の適用については、同号(1)中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護又は介護予防訪問介護

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者 (2) 訪問介護員 2 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の処遇に支障がない場

	<p>合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>
設備	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p>
サービスの開始	<ol style="list-style-type: none"> 1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「支援事業者」という。）への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 従業者の勤務体制 (8) その他サービスの選択に資する重要事項
訪問介護計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）の内容に沿って、作成すること。

	<p>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を支援事業者等に提供す</p>

- る場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。
- 2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。
 - 3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。
 - 4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
 - 5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。
 - 6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
従業者の配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理者 (2) 看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。） (3) 介護職員 2 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

	4 看護職員及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者とする事。
設備	1の表設備の項に掲げる基準を満たす事。
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まない事。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずる事。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る事。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 従業者の勤務体制</p> <p>(9) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。

	<p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定により提供される特別な浴槽水その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 病院又は診療所ではない事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）にあつては、次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）</p>

	<p>2 病院又は診療所である事業所にあつては、看護職員を事業所ごとに置くこと。</p> <p>3 従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>
設備	1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、1の表サービスの開始の項第3号に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
訪問看護計画	<p>1 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、サービス計画等の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 作成に当たっては、その主要な事項を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</p>
サービスの提供	1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	理学療法士等を事業所ごとに置くこと。
設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院、診療所又は介護老人保健施設として必要な設備を有すること。 2 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。
サービスの開始	<ol style="list-style-type: none"> 1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、1の表サービスの開始の項第3号（(6)を除く。）に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
訪問リハビリテーション計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス計画の内容に沿って、作成すること。 2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。

	<p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 1の表サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 病院又は診療所である事業所</p> <p>ア 医師又は歯科医師</p> <p>イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士</p> <p>(2) 薬局である事業所 薬剤師</p>

	<p>(3) 訪問看護ステーションである事業所 管理者及び看護職員</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>
設備	<p>1 事業の運営に必要な広さを有しているほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>2 事業所の設備及び備品等は、衛生的な管理に努めること。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、1の表サービスの開始の項第3号((5)及び(6)を除く。)に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 1の表サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 サービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p>